

<退職者連合 2013 年度政策・制度要求>

1. 審議会等への参画について

当事者主権、社会保障制度の民主的運営のため、日本の高齢者組織代表の一つである退職者連合の推薦する者を社会保障関連審議会等の委員に選任すること。

2. 年金制度について

(1) 年金制度は、多くの加入者の権利に直結する超長期の制度である。制度の安定・持続性のため見直しは不可欠であるが、その改革にあたっては合理的で実証に基づく緻密な設計を示し、加入者・受給者の意見反映を保障し、十分な議論により納得の得られる取り扱いをすること。

(2) 社会保障制度改革国民会議の課題とされている「全国民共通の所得比例年金創設・税を財源とする最低保障年金」を内容とする「新しい年金制度」は、制度化に多くの問題があるので、慎重に検討すること。

(3) 一体改革で引き続き検討するとされた課題等

- ①高所得者の老齢基礎年金の支給停止：保険原理に反する支給停止は行わないこと。クローバックを検討するときは、明確な減額基準と対象を示し、それに対する国民合意を形成すること。
- ②第3号被保険者制度の見直し：個人の年金権保障、職業選択に中立的な制度とすることを基本に見直すこと。当面短時間労働者の被用者年金適用拡大を急ぐこと。
- ③マクロ経済スライドの見直し：デフレ下のマクロ経済スライド発動については、少なくとも名目年金額を維持する現行制度の範囲内とすること。基礎年金はマクロ経済スライドの対象外とすること。
- ④在職老齢年金の見直し：年金受給年齢に達しても、希望する者は就労により社会保障制度を支える側に立つことを促す制度とすること。
- ⑤支給開始年齢の引き上げ：現役労働者との十分な協議と合意により結論を出すこと。

(4) その他

- ①短時間労働者に対する厚生年金適用拡大：極めて不十分であった12年改正を可能な限り速やかに見直し、適用を拡大すること。加えて就業時間が

短く保険料負担が困難な低所得の労働者が加入できるよう「僅少労働年金」も参考にして新たな方策を検討すること。

②年金生活者給付金：2012年に可決された年金生活者給付金は、無年金高齢者・低所得若年者との均衡を欠き、かつ、意図的保険料不払いを誘導しかねない制度となっている。施行までの間に生活保護と低所得者の生活支援方策を体系的に検討して、統合的な制度に改めること。

(5) 公的年金積立金の運用者は国連の「責任投資原則」に署名し、この趣旨に沿って運用すること。

(6) 公的年金は、全額受給者本人に支給することを原則とし、税、保険料の天引きは本人の選択とすること。

(7) 厚生年金について被保険者主体の運営とするため、被保険者代表・保険料拠出事業者代表及び年金受給者代表が参画する意思決定機関を設置すること。

3. 医療制度について

(1) 高齢者医療制度

後期高齢者医療制度を廃止し、高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめに基づく改正法案を早期に成立させ、施行すること。

(2) 公的皆保険の堅持

①公的国民皆保険を堅持すること。その基礎としての国民健康保険の財政基盤を確立し、低所得者に対する対策を講じて無保険者を発生させないこと。

②医療を市場化する「混合診療」を導入しないこと。

(3) 医療費の患者負担

①患者の一部負担割合について、所得を問わず65歳未満は2割、65歳以上は1割とすること。

②高額療養費制度を簡素な制度に改めると共に、より患者負担を軽減するものにすること。

(4) 扶養家族の保険料

被用者医療保険について、国民健康保険料との均衡も考慮し扶養家族の

割り増し保険料導入を検討すること。

(5) 強制によらない制度運用

医療に関する制度運用にあたっては、目安・情報の提供と協議による選択を重視し、基準・要件による強制を持ち込まないこと。

- ① 終末期医療について、患者・家族の意思を尊重すること。対処指針・診療報酬上の検討をする場合は病状によることとし、年齢差別をしないこと。
- ② 健康診査および保健指導実施状況による後期高齢者支援金の加減算をやめること。
- ③ 生活保護法医療扶助におけるジェネリック医薬品使用を強制しないこと。

4. 介護保険制度について

(1) 人間の尊厳を守るため社会化された介護を提供するという制度創設の理念を基礎に、独居・高齢者のみの世帯が増加する動向を踏まえ、「必要なサービスを必要な時に利用できるよう」制度と基盤を整備すること。

- ① 重度化防止に資する要支援・軽度要介護者に対する保険給付を改善すること。生活援助給付抑制を撤廃し、サービス提供時間区分の細分化を改めること。
- ② 地域包括ケアシステムを実体化するため、地域包括ケアの要である「地域包括支援センター」の機能と財政基盤を強化すること。また、「小規模多機能型居宅介護」をはじめとする地域密着型サービスを拡充すること。
- ③ 高齢者が安心して暮らすための「居住の場」を確保するため、住宅政策と連携した介護サービス付き住宅を必要数整備するとともに、グループホームを含めた居住の場について、防災・安全基準の遵守を徹底すること。また、養護老人ホームを活用した特定施設入居者介護を拡充して貧困ビジネスに依存しない公的支援を拡充すること。
- ④ 特別養護老人ホームのユニット化を進めるとともに、必要数を整備すること。
- ⑤ 公正・中立なケアマネジメントのためケアマネジャーの資質向上と処遇改善をはかること。

(2) 介護労働者の処遇を改善し人材を確保すること。このため報酬の「介護職員処遇改善加算」の執行状況を検証し、関係労働者全体の処遇を改

善する安定的な制度を定着させること。

- (3) 利用者負担を現行の1割より引き上げないこと。
- (4) 介護保険における地域差を縮小するために、保険者機能を高めるとともに、調整交付金および介護報酬を地域事情に対応するよう見直すこと。
- (5) 介護保険制度とその運営について被保険者・保険料を拠出する労使代表が参画・決定する体制を確立すること。「介護保険事業計画策定委員会」「地域包括支援センター運営協議会」等に被保険者・高齢者団体の代表を参加させること。

5. 生活保護制度

- (1) 生活保護の権利を抑制する制度改定と基準の切り下げをやめること。

6. 税制について

- (1) 歳出の適正化を前提として、歳出を賄うに足る税収を確保すること。税制については、所得・資産・消費課税の適正なバランスに基づき、所得再分配機能を強化するとともに、不公平税制を是正すること。納税者の権利をわかりやすく明示した「納税者権利憲章」を制定すること。
- (2) 税制の決定過程に労働者・高齢者代表を参画させるとともに透明性を重視すること。
- (3) 所得税
 - ①所得税の控除制度について、所得控除から税額控除に転換する方向で改革すること。給付つき税額控除について、社会保障給付と整合する体系的具體案を示し、国民合意を形成すること。
 - ②控除制度改革に先立って、次のように既存の控除を改めること。
 - ア.「公的年金等控除の最低保障額140万円」「老年者控除50万円」を速やかに復元すること。
 - イ.医療費控除を改善し、「医療・介護費控除」に改め、介護サービス対価全部を控除対象とすること。
 - ③所得税の再分配機能強化のため累進性を高めること。総合所得課税を実施し、相続税・株式譲渡益・配当に対する課税を強化すること。

(4) 消費税

- ①消費税率引き上げ実施に先立って社会保障制度改革の全体像と所要財源、財政収支を示すこと。
- ②消費税を社会保障目的の区分経理で管理すること。
- ③免税点・簡易課税制度など、現行消費税の制度的課題を是正すること。
逆進性の是正策を講ずること。
事実上価格転嫁できず値引き強要となっている下請け構造について実効ある是正をすること。
- ④国と自治体の合意に基づいて地方消費税のあり方を決めること。

(5) 法人税

企業に対し、公共サービスによる受益と社会的責任に見合う税・社会保険料の負担を求めること。あわせて、中小企業に対する配慮を強化するとともに、租税特別措置を抜本的に整理縮小すること。

7. 「社会保障・税番号制度」について

(1) 個人情報保護の徹底

「社会保障・税番号」については、技術・倫理両面から個人情報の漏洩・改竄を防止する仕組みを確立すること。あわせて、侵害が生じた際の制裁・補償のルールを予め明示すること。

(2) 個人の特定以外の目的への使用禁止

「社会保障・税番号」は個人の特定にのみ使用し、社会保障の負担と給付に関する個人会計とは将来に亘って完全に遮断することを明記すること。

8. エネルギー政策について

- (1) 福島原発事故の早期収束を図り、事故原因の徹底検証と情報開示を進めること。
- (2) 原子力エネルギーに代わるエネルギー源の確保、再生可能エネルギーの積極推進および省エネの推進を前提として、最終的には原子力エネルギーに依存しない社会を目指していくこと。
- (3) 集権的エネルギー供給システムをあらため、地域分散型のエネルギー生

産・消費に変革すること。エネルギー多消費型社会構造・生活構造を変革する政策体系を推進すること。

9. 高齢低所得単身女性について

主要な社会問題になりつつある、高齢低所得単身女性の課題に対し、体系的な施策を検討・実施すること。

10. 積雪、灯油福祉料について

積雪、寒冷地の年金生活者に「積雪、灯油福祉料」等支給できるよう自治体に対する財政措置を講ずること。

以上

2013. 5.21修正